

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2026年1月7日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について、一部については外部評価を受けていることを確認しております。尚、外部評価を受けていないその他の投融資については、発行体・主幹事（証券会社）からのニュースリリースや発行案内、目論見書等により、上記基準に適合したグリーンボンドであることを関係所管部により確認しております。また、サステナビリティボンドについては、関係所管部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性については外部評価を受けていることを確認しております。

## 5. トランジション・ファイナンス

### (1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

### (2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では各種原則等への適合性について外部評価を受けていることを確認しております。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途が限定されていない融資）」

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブインパクト金融原則」に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③ 融資期間中、KPIについて最低年1回のモニタリングを実施し、その達成度合いについては融資先と面談し、必要に応じて目標を更新するなど検討し、目標達成に必要な提案を通して支援する
- ④ 融資がポジティブインパクトファイナンスとして外部評価を得たものであること

#### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、コンサルティング部を中心とした関係所管部が策定しており、当該基準への適合性についても、関係所管部にて確認しております。尚、ポジティブ・インパクト・ファイナンスの適合性については、独立した第三者機関により外部評価を受けております。

## 2. 類型その2

### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が再生可能エネルギー事業に限定された投融資のうち、以下のいずれかのもの。

- ・FIT法に基づく事業認定を受けたもの。
- ・環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処している再生エネルギー関連プロジェクト（例：太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス設備）への投融資

### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、関係所管部が策定しております。また、資金使途が再生エネルギー事業に限定されていること、かつFIT法に基づく事業認定の有無の確認を通じ、各種法令（農地法等）を遵守していること、または環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処していることの確認により、基準への適合性を判断しております。尚、上記対象投融資のうち、「太陽光発電事業向け融資」は、案件検討時に審査部及び審査管理部を中心とした関係所管部署で適合性を確認しております。

以上